

## ◎裁判所法の一部を改正する法律

(平成二十二年二月三日法律第六四号)(衆)

### 一、提案理由(平成二十二年一月二五日・衆議院本会議)

○奥田建君　ただいま議題となりました法律案につきまして、提案の趣旨及び内容を説明いたします。

本案は、平成二十三年十月三十一日までの間、暫定的に、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度とするものであります。

本案は、昨日の法務委員会において、内閣の意見を聴取した後、全会一致をもって委員会提出の法律案とすることに決したものであります。

なお、本案に関する決議が行われたことを申し添えます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

### 二、参議院法務委員長報告(平成二十二年二月二六日)

○浜田昌良君　ただいま議題となりました三法律案につきまし

裁判所法の一部を改正する法律

て、法務委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

(略)

次に、裁判所法の一部を改正する法律案は、衆議院法務委員長提出によるものでありまして、平成二十三年十月三十一日までの間、暫定的に、司法修習生がその修習に専念することを確保するための資金を国が貸与する制度を停止し、司法修習生に対し給与を支給する制度とするものであります。

委員会におきましては、衆議院法務委員長奥田建君より趣旨説明を聴取した後、貸与制導入の経緯と給費制を一年延長する理由、法曹志願者への経済的支援の在り方及び法曹養成制度の見直しの必要性等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録により御承知願います。

質疑を終局し、討論に入りましたところ、みんなの党を代表して桜内理事より本法律案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

(注) 衆議院においては、委員会の審査は省略された。